

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止指針（訪問系）

項 目	内 容
<p>①施設運営等について</p>	<p>【基本的な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける ○可能な限り同じ時間帯・同じ場所に集まる人数を減らす（食事・休憩等） ○定期的な換気，声を出す機会を減らす，マスク着用の徹底，清掃の徹底，共有物の消毒の徹底，手指衛生指導の徹底 <p>【感染症対策の再徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○朝礼などで職員間での情報共有を密に行い，施設の対策を徹底する ○職員やその家族，利用者やその家族に発熱等の症状があるときは，あらかじめどう対応するかを決めておく。対応に困る場合はかかりつけ医もしくは管轄の保健所に相談する。 ○感染が疑われる者が出た場合には，かかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（092-711-4126）に連絡し，指示に従う。 ○感染者が出た場合には，保健所の調査に必要となる接触者リストを速やかに作成できるよう，ケア記録，勤務表，施設内に入出りした者の記録等を準備しておく
<p>②職員自身について 【管理者・施設長】 【全従業員】</p>	<p>【感染症対策の再徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスクの着用や手洗い，アルコール消毒等を徹底 ○出勤前に体温を計測し発熱が認められる場合やせき症状・倦怠感（だるさ）などの症状がある場合には出勤を行わない ○出勤後に体温を計測し，体温や体調チェック（せき症状・倦怠感（だるさ）などがないこと）を記録する ○症状があつて感染が疑われる場合は，職場へ伝えるとともに，厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて，かかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（092-711-4126）に相談するなど適切に対応 ○食事を対面で摂らない，休憩室等ではマスクを着用し会話を最小限にする，休憩時間をずらす，できる限りお互いの距離を保つ ○職場外でも換気が悪く，人が密に集まって過ごすような空間を避ける ○基礎疾患がある場合は，感染した際に重篤化するおそれが高いため特に注意する

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止指針（訪問系）

項 目	内 容
<p>③利用者に ついて 【管理者・施設長】 【全従業員】</p>	<p>【利用者に発熱等がある場合の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえ下記の対応を行う ・かかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（092-711-4126）に相談した上で、受診につなげ、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、必要であれば感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続 ・サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用を徹底。 ・職員は利用者との接触から2週間は厳重な健康観察を行う。利用者が感染していた場合には、濃厚接触者となる可能性もあるため、保健所の指示に従う。 ・可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応
<p>④ケア等の実施に ついて 【管理者・施設長】 【全従業員】</p>	<p>【サービス提供全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○室内の換気と環境消毒を十分に行う。 ○食事の介助等 <ul style="list-style-type: none"> ・食事前に利用者に対し、手洗いや手指消毒を促す。 ・食事の準備等は短時間で実施できるよう工夫を行う。 ○排泄の介助等 <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、マスク、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。 ○清潔・入浴の介助等 <ul style="list-style-type: none"> ・介助が必要な利用者については、原則清拭で対応し、使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。 ・必要に応じて入浴介助を行った場合は、使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。